第２６号議案

　　品川区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和６年２月２０日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

　品川区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成２７年品川区条例第２２号）の一部を次のように改正する。

　第４条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の１項を加える。

２　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第５条第１項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以

下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第２項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の２項を加える。

３　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第１項の規定により置く管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第１項に規定する管理者とすることができる。

４　前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

⑴　管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

⑵　管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第６条第２項中「、介護予防サービス計画」を「、利用者またはその家族に対し、介護予防サービス計画」に改め、同条第３項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章および次章において同じ。）」を加える。

第１２条に次の２項を加える。

２　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

３　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

　第１３条中「前条」を「前条第１項」に改める。

第１４条各号列記以外の部分中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第４号中「規定」の次に「（第３２条第２９号の規定を除く。）」を加える。

　第２３条第１項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第３０条第２項第２号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項

第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

　⑶　第３２条第２号の３の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第２号の２および第２号の３において「身体的拘束等」という。）の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第３２条第２号の次に次の２号を加える。

　⑵の２　指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

⑵の３　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

　第３２条第１６号ア中「およびサービスの評価期間が終了する月ならびに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

　　イ　アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する２期間に１回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

　　　(ア)　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ)　サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医

師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

ａ　利用者の心身の状況が安定していること。

ｂ　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

ｃ　担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握

できない情報について、担当者から提供を受けること。

　　ウ　サービスの評価期間が終了する月および利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第３２条に次の１号を加える。

　(29)　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第１１５

条の３０の２第１項の規定により区長から情報の提供を求められた場合に

は、その求めに応じなければならない。

　　　付　則

　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２３条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

　（説明）指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を見直す必要がある。